

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成27年さいたま市条例第22号)第21条第6項の規定に基づき、さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。